

令和3年期（第11期）監査報告書

Audit Report 2021

令和4年 2月 1日

一般社団法人 g i d . j p 日本性同一性障害と共に生きる人々の会
(法人番号 6010705001617)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条および本法人の定款第25条に基づき、令和3年期（第11期）の事業報告、計算書類（貸借対照表、正味財産計算書、損益計算書）、これらの附属明細書、事業計画、収支予算、理事ならびに代表理事の職務執行について監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

監事 白柳 一美

※原本には本名にて記名捺印されています

1、監査方法

理事会その他の重要な会議に出席するとともに、理事会が電磁的方法による承認決議や情報共有に利用しているグループウェアならびにメーリングリストに理事と同等の閲覧・利用権限をもって参加し、理事間の協議・審議や支部と本部とのやりとりを把握し、随時必要な説明を求めました。出席できなかった理事会については、議事録により内容を確認し、必要に応じて説明を求め、適切性を確認しました。職務の執行状況等についても同様の手段を用いて定期的に報告を受けました。重要な決裁文書及び報告書はグループウェアの承認決裁機能を用いて閲覧し、理事等が決裁したものを監事として確認し、適切なものに承認の決裁を下しました。会計帳簿、会計書類、その他の重要な文書を閲覧し、顧問税理士とのやりとりやその見解については代表に報告と説明を求めました。

2、監査結果

(1) 事業報告について

令和3年期には、本法人定款第3条にある事業目的に沿って実施されています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策のため活動が一部自粛となり、財政に大きな打撃を与えましたが、交流会の参加を他者に知られたくない当事者の存在等も想定されます。万が一クラスターが発生した際には保健所等に参加者を開示せざるを得ない可能性があるなか、特定の場に参集する形式の交流会自粛はやむを得ないものと考えます。感染状況が一時落ち着いていた時期には、それを逃すことなく、感染対策を徹底した上で対面形式の交流会を開催しています。一方、オンライン交流会については現状よりも積極的に開催できるよう検討が必要と考えられます。令和3年期に行った活動内容は、性同一性障害当事者やその理解者などを支え励まし得るような、公益性の高さを持ち合わせていたことを認めます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に影響を受けた厳しい世情のなかでも適切な費用を支出し、活動を展開できたのは、これまで複数年期わたって必然性のない支出の整理等を行ってきた成果として評価できます。

公式リーフレットの配布・配架依頼や講師派遣により、LGBTと性同一性障害の違い、日常生活に具体的な困難を抱える性同一性障害当事者における医療的・福祉的支援の必要性などについて発信が行われました。公式ホームページのコンテンツの増加がやや鈍くなっているため、来期以降はこうした啓発や戦略的広報の推進を期待します。

地域交流会事業については、支部体制の弱体化が懸念されます。後継者育成と人材発掘が

急務と考えます。当事者の居場所を持続的に保っていくための具体的対策を審議し、実行していただきます。

令和4年3月12日開催の定時会員総会議案書に報告事項として記載されている『令和3年事業報告』は、法令及び定款に従って、当法人の状況を正しく表示していることを認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書について

『令和3年(第11期)決算報告書』にあるように、令和3年にかかわる計算書類及びその附属明細書は、顧問税理士からの指導助言に基づいて作成されており、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していることを認めます。

(3) 代表理事ならびに理事の職務執行について

平成30年から毎年、定時会員総会は正常に行われ、決算資料についても承認決議を得ています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策のため、令和3年3月実施の総会はオンライン開催となりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束した際には令和2年に計画したように、GID(性同一性障害)学会研究大会の会期に合わせて開催し、全国各地に点在する正会員らが直接参加できるよう整えてください。

令和3年期中の理事会は、ビデオ会議を用いるなどの工夫により、月1回の開催が予定通り確実に行われました。継続を求めます。

なお、監査報告において重大な不正な行為または定款もしくは法令に違反すると指摘すべき事柄はありません。理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(4) 代表の法人ならびに理事会運営における独裁的権限および決定の有無について

代表が理事会の審議を経ずに法人の意志決定を行った事実は確認されていません。グループウェアの活用、ビデオ会議を利用した理事会の確実な定期開催など、代表の独裁を発生させない監視体制と意志決定プロセスが整備されていることを指摘します。法人ならびに理事会運営において、代表による特権的行為および独裁はないと認めます。

(5) 理事会決議について

当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況について指摘すべき事項はありません。

以下余白